

令和5年第7回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和5年7月13日（木） 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第22号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第23号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第22号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第23号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

3 出席した委員

1番 萩島一郎	2番 飯塚利之	3番 浅野均
4番 塙佳樹	5番 柴沼栄	6番 菅谷幸治
7番 飯島栄	8番 高野三郎	9番 川村剛久
10番 栗原敦子	11番 井沢清	12番 高橋弘一

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本直親	農地係長 室町直宏	主任 中村裕一
主事 中野沙耶香	主事 小岩友義	主事 古和真理奈

6 総会の大要

午後2時40分閉会

議長	<p>只今、出席委員は12名で、欠席委員はなしです。よって、出席者が委員の過半数を超えたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和5年第7回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番 萩島委員、9番 川村委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第22号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第22号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第22号については原案通りといたします。 次に、報告第23号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第23号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第23号については原案通りといたします。 次に、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。

事務局	(報告第24号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第24号については原案通りといたします。それでは議案に入ります。 議案第22号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から3番を、10番 栗原委員から説明をお願いします。
栗原委員	10番 栗原です。議案第22号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の、申請番号1番から3番を説明いたします。去る7月5日、菅谷委員、高野委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 963 m ² です。譲渡事由は人手不足のため、譲受事由は農業規模拡大のため、贈与による所有権移転です。作付予定はレンコンです。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 2,017 m ² です。親子間の贈与による所有権移転です。作付予定は水稻です。きちんと耕作されていました。機械も揃っていました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 1,763 m ² です。譲渡事由は農業を営んでおらず管理が困難なため、譲受事由はレンコン農家の手伝いの経験から、新規で農業を営むため、所有権を取得したい、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。きちんと耕作されていました。機械も揃っていました。 調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、栗原委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
柴沼委員	申請番号3番の譲受人は新規の営農者になりますが、申請地を現在耕作しているのですか、それとも別の方が耕作しているのですか。
事務局	譲受人が耕作しています。
柴沼委員	譲受人が耕作しているのですね。
萩島委員	今、譲受人が耕作しているという話です。
柴沼委員	前もそうでしたが、新規営農者は営農計画を提出してもらう話ですが、それは出ていますか。

事務局	出ております。レンコン農家の手伝いをしておりまして、自分達で農業を営んでみたいと考えたようです。
柴沼委員	譲受人の住所には農機具を置くような敷地は無いですが、農機具はどこに置いてあるのですか。
事務局	下高津の方に知人の倉庫がありまして、そちらに置いてあります。
柴沼委員	借りているということですね。譲受人は何歳ですか。
事務局	50歳です。
柴沼委員	レンコンは新規ということですが、以前は何をしていましたか。
事務局	別の業種をやっていまして、その後レンコン農家を手伝うようになりました。
議長	下限面積が無くなつたので、新規の方がたくさん出てきます。新規だから、賃貸借でやっていて後で所有権移転するというように、本来ならば二段階でやりたいのですが、農地法的にはどうですか、新規の場合は。
事務局	所有権と、賃借権で審査基準は変わっていないです。所有権だから認めるけど、賃借権は認めないというのは駄目です。その逆も駄目です。同一基準です。
萩島委員	申請者の選択ということですね。
柴沼委員	新規の場合には、営農計画書を添付書類としてつけた方がいいのではないかですか。
議長	検討材料として添付して欲しいそうです。
井沢委員	申請番号3番ですが、譲受人は1,763m ² だけ耕作しているのですか。
事務局	他に相対で6反歩ぐらい借りて行っています。
議長	その他、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第22号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。

	<p>次に、議案第23号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から4番を、8番 高野委員から説明をお願いします。</p>
高野委員	<p>8番 高野です。議案第23号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る7月5日、菅谷委員、栗原委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 281m²で、転用事由は申請地を駐車場として使用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地です。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 1,444m²で、転用事由は、厚生労働省の通達により1施設当たりの最大定員が減少したため分園を新築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 1,066m²で、転用事由は申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 1,302m²で、転用事由は申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、高野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第23号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。</p> <p>次に、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号の審議に先立ちまして議案書の訂正がございます。申請番号8番、9番は取り下げさせていただきます。</p>
事務局	<p>議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を説明いたします。今月は12件で、すべて中間管理機構を通しての新規設定になります。</p> <p>申請番号1番から7番につきましては、企業の設定になります。その他の設定につきましては、市内の認定農業者の方の賃借権設定です。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

	す。
議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 企業の申請地はどのぐらいになりますか。
事 務 局	資料の緑色の部分は、前回議案に上げさせていただいた場所になります。 15, 6町歩になります。
萩 島 委 員	このエリアでどんどん申請が上がってくるのですか。
事 務 局	今回の議案にあげている分を含め、どんどん上がってきますが、ニンジンの種、肥料は手配しているので今シーズンとしては農地の募集はいったん止めておいて、来年、作付準備を始める時に改めて農地の募集、借入の準備をすると聞いています。
菅 谷 委 員	新規耕作者の撤退について遅れて知った人たちが貸したいと駆け込みで言ってきています、書類を作ってもらっています。一つだけ問題なのが、作付の時期に入ってしまうのでいったん止めても、貸したい人は貸したいので、その時に草が2mぐらいになっている所もあるので、費用は払わなくとも、管理だけしてもらえないか事務局の方に話してもらえないかと言われています。来年から耕作するところの予定地を出してもらって、草だけ刈ってもらいたい。今日も午前中、50アール近く所有者にお願いされ草を刈ってきました。なんとか事務局の方でつないでもらって、申請があったところの草刈り管理だけでもお願いしたいです。
議 長	手野の台の半分近くをやっていきますよね。
菅 谷 委 員	やっています。
浅 野 委 員	まだ、何もやっていない所もあります。
菅 谷 委 員	中間管理を通すので、許可が出るのに3ヶ月ぐらいかかります。4月、5月に言われて申請を出しても、作付に間に合わなくなるので、管理だけでもしてもらえるようにお願いしたいと思います。 毎日、若い方が2人、年配の方が1人来てやっています。どうやってあの草を始末しながら種を蒔くのか私達にはわかりませんが。
浅 野 委 員	希望として出してもらったと思いますが、地主から、何の返事もなく畑を耕しているがどうなっているのかと聞かれました。賃貸借が始まったとか何も聞いていないようです。聞いていないのに始まっていることについてどう説明していいのかわかりません。

飯塚 委員 議 長	地主と中間管理の契約になっています。 3ヶ月ぐらいかかるので追って後から連絡が来るのでしょう。 それでは、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は承認することにします。 以上で、令和5年第7回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。
--------------	---

令和5年7月13日

議長

署名人

1番

9番